

平成23年第3回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成23年4月28日（木曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
企画課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	小野 三男 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課課長補佐兼 総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

事務局長	佐藤 広志 君
------	---------

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志

議事日程 第1号

平成23年4月28日（木曜日）

午後1時30分 開会

- 第 1 選挙第1号 議長の選挙
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 議席の変更
 - 第 5 議長の常任委員の辞任
 - 第 6 諸般の報告
 - 第 7 行政報告
 - 第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第10 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第11 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第12 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第13 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第14 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第15 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第16 議案第36号 区域外における公の施設の設置に関する協議について
 - 第17 議案第37号 区域外における公の施設の設置に関する協議について
 - 第18 議案第38号 南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第19 議案第39号 監査委員の選任について
 - 第20 議案第40号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算
 - 第21 議案第41号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算
 - 第22 議案第42号 平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算
 - 第23 特別委員会の設置について
 - 第24 閉会中の継続調査申出について
-

本日の会議に付した事件
日程第1から日程第24まで

午後1時30分 開会

○副議長（西條栄福君） 議場出席皆様方には、東日本大震災復興中といたしまして、何かとお忙しいところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

議長、事故によりまして代理を務めさせていただきます副議長の西條でございます。地方自治法第106条第1項の規定によりまして、議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより、平成23年第3回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時33分 休憩

午後1時42分 開議

○副議長（西條栄福君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 選挙第1号 議長の選挙

○副議長（西條栄福君） 日程第1、選挙第1号議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西條栄福君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙は投票により行うことに決しました。

暫時休憩をいたします。

午後1時45分 休憩

午後1時48分 開議

○副議長（西條栄福君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議長の選挙を投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（西條栄福君） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に菅原辰雄君及び星 喜美男君を指名します。よろしくお願ひいたします。

投票用紙を配付します。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○副議長（西條栄福君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西條栄福君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱の点検〕

○副議長（西條栄福君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので順番に投票をお願いします。

なお、副議長は議長席において最後に投票いたします。

点呼を命じます。

〔点呼〕

〔投票〕

○副議長（西條栄福君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西條栄福君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に開票を行います。菅原辰雄君及び星 喜美男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（西條栄福君） 開票の結果を報告します。

投票総数15票のうち

有効投票 15 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

後藤清喜君 8 票

三浦清人君 5 票

及川 均君 2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、後藤清喜君が議長に当選されました。

議場の出入口を開かせます。

〔議場開鎖〕

○副議長（西條栄福君） ただいま議長に当選された後藤清喜君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

この際、あいさつをもって議長就任の承諾とさせていただきます。後藤清喜君。

○議長（後藤清喜君） このたびの議長選挙において議長に推挙されました後藤清喜でございます。

今、南三陸町は本当に危機的な状況にあります。ただ、議会もそうであります。執行部、議会、町民一体となって1日でも早い復興をなし遂げたいと思います。皆様のご協力をお願いいたします。

○副議長（西條栄福君） それでは、後藤議長、議長席にお着きをいただきます。

〔後藤清喜議長、議長席に着く〕

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

午後2時00分 休憩

午後2時02分 開議

○議長（後藤清喜君） 再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において11番及川 均君、12番鈴木春光君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第3 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の臨時会は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後2時03分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議席の変更

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議席の変更を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

○議会事務局長（佐藤広志君） 議席の変更を申し上げます。

1番から12番までは議席の変更はございません。13番後藤清喜君が議長になりましたので、16番に変更になります。14番、15番は変更ありません。

○議長（後藤清喜君） ただいまの朗読のとおりでございます。

では、議席の移動をお願いします。

日程第5 議長の常任委員の辞任

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議長の常任委員の辞任を議題といたします。

本件は、一身上に関するものであり、除斥に相当するので副議長と交代いたします。副議長どうぞ。

○副議長（西條栄福君） 副議長の西條です。議長が除斥となりましたので、私が引き続き議事を進めます。

議長から常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西條栄福君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

それでは、議長と交代いたします。

日程第6 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第6、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案並びに説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第7 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第7、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 本日、平成23年第3回臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

本日の臨時会は、東日本大震災後、初の議会であります。3月11日午後2時46分、3月定例会がまさに終わらんとしていたそのとき、後に千年に一度と言われる巨大地震が発生し、その後襲来した巨大津波により我が町は壊滅的な被害を受け、尊い多くの町民の生命が一瞬にして失われてしまいました。ここに町民を代表し、お亡くなりになりました多くの方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、行方不明の皆様の1日も早い発見を願うものであります。

町民の皆様におかれましても、長期にわたる避難所生活により心身ともにお疲れになっていることと承知をいたしております。現在、町では町民の皆様の生活の再建やライフラインの復旧に全力をあげているところではありますが、被害が広範囲にわたり甚大なことから、その対応に時間を要しているところであります。

そうした中において、大震災発生以来、本町に対し全国の多くの個人・団体の皆様から人的・物的な支援や多くの義援金が届けられております。あの絶望と不安の中にあつた我々に復興に向けて歩き出す勇気を与えてくださいました多くのご支援や励ましに対しまして衷心より厚く感謝を申し上げます。

また、本町には、これまで被災状況の視察や避難者のお見舞い、そして復興支援のために国内外から多くの要人の方々が来町されております。現職の国務大臣といたしましては松本外

務大臣、大畠国土交通大臣が来町されており、政権与党の民主党からは岡田幹事長、長妻筆頭副幹事長が、そして先週の23日にはオーストラリアのジュリア・ギラード首相が来町されております。さらに、恐れ多くも、昨日においては天皇皇后両陛下が本町の被災状況をご視察、本町の避難者のお見舞い、さらには復興尽力者のおねぎらいのために、公務ご多忙の折にもかかわらずわざわざ御来町をくださいました。天皇皇后両陛下にあらせられましては、本町の甚大な被災状況に大変心を痛めておいででございました。私からは、必ずやこの南三陸町を復興させることをかたく両陛下にお誓いを申し上げさせていただいたところであります。

復興への挑戦は、まだその途についたばかりであります。多くの課題を乗り越え、この町の次代を担う子供たちの目に「希望」の光が見えるその日まで、町職員一同全身全霊を傾け、粉骨砕身復興に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても今後とも引き続き一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本日はこの後、過日この場において開催をいたしました「議会議員全体説明会」における本町の復旧・復興の状況等につきまして、それぞれ担当課長からご説明を申し上げますのでよろしくお祈りを申し上げます。

以上を申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） それでは、行政報告付属資料をごらんいただきたいと思います。

「3.11東日本大震災の復旧・復興への取り組み状況について」という資料でございます。

1ページ目に、最初に危機管理課所管といたしまして、人的被害の状況、これにつきましては4月26日現在の数字を記載させていただいております。全国と宮城県内の死者・行方不明者についてはごらんとおりでございます。当町分につきましては、これは南三陸警察署発表の数字ということでございます。4月26日現在、当町の死者につきまして498名、行方不明者656名となっております。4月7日の議員全体説明会の折には4月3日現在の数字を申し上げます。その数字が南三陸町における死者の数が396名、行方不明者が612名でございましたので、死者については102名、行方不明者については44名、4月26日現在で増加しているといった状況になります。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 続いて、町民税務課より取り組み状況について報告をさせていただきます。

住民窓口関係でございますが、資料に記載のとおりでございます。

罹災証明の関係でございます。津波による調査につきましてはほぼ終了いたしまして、現在、地震による被害の状況について調査をしているところでございます。

最後に、税及び健康保険関係につきましてですが、相談業務を中心に、記載のとおりの内容でございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、保健福祉課から説明をさせていただきます。

まず、集団避難についてでございますが、第1次、第2次の募集は終了いたしまして、移動者の内訳は別紙のとおりでございます。合計で1,377名が移動しております。ただいま第3次募集を行っておりますが、4月27日、訂正をお願いいたします。4月28日となっておりますが、4月27日までの計でございますが、約950名の方が応募をされております、

次に、避難者台帳による安否情報についてでございますが、表のとおりでございます。現在のところ安否情報の未確認者が約1,388人、7.86%となっております。

次に、被災者生活再建支援金の申請受付についてでございますが、本日4月28日となっております。なお、4月29日以降につきましては役場仮庁舎で随時受付を行います。以上です。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、環境対策課の報告を申し上げます。

まず、施設関係でございますが、クリーンセンター、衛生センターともに停電、断水のため稼働停止してございましたが、クリーンセンターにつきましては復電いたしまして、5月から通常の稼働に戻る予定でございます。衛生センターにつきましては、水道復旧までまだしばらくかかるという状況です。斎苑につきましては記載のとおり、発電機で今業務を行っております。それから、火葬関係でございますが、4月25日現在で433体のご遺体を火葬してございます。そのうち身元不明者が91体となっております。

ごみ収集関係につきましては、一般家庭避難所を対象に週1回の収集をただいま実施しております。し尿汲み取りについても随時行っております。

それから、飲料用の井戸水の水質検査でございますが、予定どおり4月26日から検査を開始してございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 建設課関連でございますけれども、公共土木施設につきましては、現在国の災害査定に向けて各箇所を調査中でございます。

それから、瓦礫の処理につきましては、志津川、歌津、戸倉3地区に分けて、現在処理を分別収集しながら一時仮置きに置いてございます。

それから、仮設住宅の建設でございますけれども、4月22日に横山と、それから自然の家です、この140戸の入居者を決定いたしました。それから、4月29日になりますけれども、第2回目の抽選会を記載のとおり、吉野沢団地、84戸に訂正をお願いします。全体で3地区、244戸の抽選を行います。

それから、建築物の安全の確認でございますけれども、応急危険度の判定を149カ所実施しております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） それでは、上下水道事業所の方から水道施設の復旧状況についてご説明いたします。

内容につきましては記載のとおりでございますが、24日から歌津地区の石泉地区に通水し、現在生活用水として使用しております。

それから、伊里前配水池の26日の送水でございますが、これは配水池の不具合がございまして、30日から配水池の方に送水する予定でございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 産業振興課関係でございますが、農業関係に関しましては記載のとおりでございますが、水産業関係に関しましては、特に地方卸売市場が使えない状況になってしまいましたので、秋サケの水揚げに合わせて何とか応急的に一部を再建しようということで関係機関と調整中でございます。

商工業関係につきましては記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、公立志津川病院の取り組みの方をお知らせいたします。

病院の方では、外来診療の方を4月18日からイスラエル医療チームが持ってきていただきましたプレハブを使いまして、現在そこで被災前の外来診療と同じ診療科を実施しております。なお、入院診療につきましてはこの町内でできるような施設がございませんので、米山病院を借用して入院診療を行いたいと考えておりまして、現在、登米市長に病院の借用の要望書を提出いたしております。それで、宮城県、それから国の方へ、これからの開設についての手続を現在行っているところでございます。開設は6月1日を今予定として手続を行って

るところでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 教育総務課でございます。

学校の再開でございますけれども、5月10日に全校一斉スタートといたします。入学式は5月11日、12日2日間で挙行したいと思っております。

学校給食につきましては当分の間簡易給食でスタートいたしまして、児童生徒につきましては学校給食費を免除することといたしております。

スクールバスにつきましては、従来の通行経路に加えて臨時のスクールバスを運行することとしております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午後2時21分 休憩

午後3時50分 開議

○議長（後藤清喜君） 再開をいたします。

日程第8 承認1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（後藤清喜君） 日程第8、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました、承認第1号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成23年3月28日付で専決処分を行った南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

改正した主な内容といたしましては、このたびの大震災により、印鑑登録カードが流出したため、本年12月31日までの暫定措置として登録カードの交付を休止するというものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 細部説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開き願います。

当該条例の附則に次の2条を加えるものでございます。第3項につきましては、本年3月28日から12月31日までの間、印鑑登録をされた方に対しまして印鑑登録証を、いわゆる登録カードを交付しないとするものでございます。その理由でございますが、条例では、印鑑登録をした際にご本人様にカードを交付する規定になってございます。このたびの震災によりましてカードがすべて流出いたしました。即時に代替のカードを調達するいとまがございませんし、またシステムの作動期間、こういったものなども考慮し、本年12月いっぱいまでということで特例的な取り扱いをさせていただいた次第でございます。

第4項につきましてはですが、この期間中に印鑑証明の発行を受ける場合、通常ですと窓口でカードを持ってまいりまして、それで印鑑証明の発行を受けるわけですが、交付の方々につきましては直接印鑑そのものを窓口に出していただきまして証明書を受け取るということでございます。

なお、カード、それから印鑑両方ともお持ちの住民の方につきましてはこれまでと全く同じ取り扱いでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（後藤清喜君） 日程第9、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました、承認第2号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成23年3月30日付で専決処分を行った平成22年度南三陸町一般会計補正予算について、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

内容につきましては、東日本大震災の災害救助に要する費用について早急に予算措置が必要となったことから、所要額を専決処分したものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 予算書が2種類ございますので、平成22年度のものでございます。22年度と23年度がございますので、22年度の方をお開きいただきたいと思っております。

2ページでございますが、今回の補正額でございますけれども、8,763万9,000円を追加いたしまして、22年度の最終総額でございますが82億2,584万7,000円というふうにいたすものでございます。

続きまして、5ページ、6ページでございますが、繰越明許費の補正でございますけれども、22年度の緊急経済対策事業として、きめ細かな緊急経済対策事業2億1,377万5,000円及び光をそそぐ緊急経済対策事業2,130万円を繰り越すものでございます。

それから、今回、後で予算措置いたしますけれども、災害救助事業として1億100万円を計上させていただきました。これも繰越明許費として繰り越すものでございます。

さらに下段でございますが、農地台帳のシステムバージョンアップに要する費用として22万1,000円、この全額を繰り越すものでございます。

それから6ページ、債務負担行為の補正でございますが、事項に記載されておりますように、今回の東日本大震災に伴う災害廃棄物処理事業、いわゆる瓦礫等でございますが、この処理費用として20億円を債務負担行為として設定するものでございます。22年度、23年度で事業

実施予定の瓦礫等の処理に要する費用でございます。

続きまして細部説明でございますが、10ページ、11ページでございます。

10ページ、今回の歳入でございますが、地方交付税の特別交付税が確定をいたしました。最終確定額が3億2,763万9,000円でございますが、現計予算が2億4,000万円でございますので、今回8,763万9,000円を追加計上したものでございます。

それから歳出でございますが、11ページでございますが、（「総務課長、ちょっと待ってください」の声あり）

○議長（後藤清喜君） 間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関係上、時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、時間の延長をすることといたします。

総務課長、どうぞ。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、16目のきめ細かな緊急経済対策費でございますが、24節の投資及び出資金、これは病院事業の出資金を減額いたします。これは23年度にエアコンを設置する予定でございましたが、病院がああいう状況になりましたのでこの事業を取りやめまして、上段の町有施設災害調査委託費ということで、災害査定調査委託事業にこの額を充てて繰り越すものでございます。

それから、光をそそぐ緊急経済対策費、積立金として1,630万円、これを減額いたします。地域経済活力創出基金ということで、23年度に図書館の整理事業を予定してございました。当面図書館も整備の予定がめどがたちませんので、これを減額いたしまして、委託料として弱者対策・自立支援事業等委託料ということで、事業内容は公立病院仮設診療所等への無料送迎バス、あるいは平成の森、あるいはまた、この仮庁舎への各種手続等に要するバスの無料送迎バスを予定してございますので、こちらの方にこの委託費を組み替えるという内容でございます。

それから災害救助費、今回1億100万円を予算計上させていただきました。事業費の3,100万円は避難所等における経費でございます。その中で医薬材料費800万円がございまして、避難所に開設しました医療に係る薬代、こういったものが800万円でございます。

それから、先ほどの瓦礫処理、22年度分として3,000万円予定してございます。

それから、使用料で1,000万円でございますが、このプレハブもそうでございますが、仮庁舎のプレハブ、あるいは仮設トイレ、こういったもののプレハブ等のリース料でございます。

それから12ページをお開きいただきまして、工事請負費で500万円でございますが、災害救助工事ということで、庁舎関連の電気工事、こういったものが主な内容でございます。

それから、備品購入費で500万円でございますが、庁舎機能回復に必要な備品、特に窓口等の契印機、レジスター、あるいはデジカメ等、こういったものを購入する予定でございます。

それから19節、応援給水等負担金ということで、今回災害救助でお世話になっている各自治体にお支払いするものでございますが、水道でやっていますけれども、災害救助法の適用になるということで、今回一般会計で処理をさせていただいてございます。

それから、扶助費として1,000万円ということで、主に寝具等でございますが、ただ現段階では各団体からいろんな救援物資が多く寄せられておりますので、場合によってはこの額を使わないで済むかもしれません。

以上、3月30日付で専決処分をいたしました22年度の補正予算の概要でございます。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10 承認3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（後藤清喜君） 日程第10、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題いたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました、承認第3号専決処分の承認を求めることに

ついてをご説明申し上げます。

本案は、平成23年3月30日付で専決処分を行った平成22年度南三陸町病院事業会計補正予算について、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

内容につきましては、公立志津川病院が震災により壊滅的な被害を受けたことにより、予定をしていたエアコン設置に関する経費を減額するものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、承認第2号と同じように、平成22年度の補正予算書の19、20ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど、総務課長の方から承認第2号でお話があった内容でございまして、最初に20ページの方の資本的収支につきまして、きめ細かな緊急経済対策事業で予定をしておりましたエアコン設置事業がこの災害でできなくなりましたので、歳入歳出同額を減額するものでございます。収益的収支、19ページにつきましては、それに対する出資金の調整として発生するものでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 専決処分のことはいいんですけれども、町長、この病院についての今後の見通し、町長の考え方として、先ほど仮設プレハブの方にお医者さんの方々がおられまして診療しているということですが、我が町の病院というものに対する町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもちょっと担当の方からお話がありましたが、現状としては今のプレハブ、これは6棟ございますので、この6棟で外来診療を行ってまいりたいというふうを考えております。それから、登米市さんのご協力をいただきながら、6月1日を目標にして、そちらの方で入院機能を持ちたいというふうを考えてございますが、現時点としてそういう状況でいくのですが、しかし、今プレハブ6棟という形になりますと、屋根はつけておるんですが、しかしながら狭いということもございます。そういった観点で、でき得れば仮設の病院庁舎を建てたいというふうを考えてございます。しかしながら、これは国の制度の問題がまだ決定をいたしておりませんので、先日厚生労働省の方でお出でになった際に私の

方からそういった制度を早めに決めていただいて、できれば私どもの町とすればそういう形の中で、仮設の診療所という形で建設をしていきたいというふうなお話をさせていただいております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、現在のプレハブでは狭いということで仮設の診療所という計画、考えがあるということではありますが、将来的に向かって病院の建設ということをして今の段階では考えていないということによろしいですか。それとも、おいおいには、国と予算のことがありますので検討しながら建設に向けての考えがあるのかどうか、その辺のところ。我が町にとりましてはなくてはならない病院でありますので、その辺のところ、考え方を聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回、米山病院のお借りをする期間というのはいつて5年ぐらいということをご想定してございます。多分、当町でも公立志津川病院、高台に建設をしなければならぬだろうというふうに思っております。そういった観点ではそれぐらいの期間が必要だろうと。したがって、その間に公立志津川病院を、地域医療をしっかりと我々は確保しなければならぬという使命がございますので、そういった観点の中で新しい公立病院の建設に向けて我々としても考えていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第3号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11 承認4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（後藤清喜君） 日程第11、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました、承認第4号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成23年3月31日付で専決処分を行った南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

改正した主な内容といたしましては、本年4月1日から地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、国民健康保険税の賦課限度額について、これと同様の措置を講じたほか、震災の影響をかんがみ、国保税の第1期の納期を変更するというものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表がございますが、現行に対する改正案を左の欄に記載してございます。

条例の第2条第2項の基礎課税分を50万円から51万円に、同じく3項、後期高齢者の支援分を13万円から14万円に、同じく第4項、介護の納付分を10万円から12万円に改正をするものでございます。

当該政令が4月1日に施行されたことに伴い、政令と同様の措置をさせていただくというものでございます。

1ページから2ページにかけて24条の規定がございます。

税の減額でございますが、第2条の課税額の改正に伴う文言の修正でございます。いわゆる7割、5割、2割の軽減の条項でございます。

下段の附則でございますけれども、第15条として納期の特例を加えさせていただきました。震災を考慮しまして、23年度の第1期分の納期限を6月16日から6月30日まで延期するというところでございます。従来納期から2カ月延期ということでございます。

議案の10ページの方をお開きをいただきたいと思います。

経過措置としたしまして、22年度以前分につきましては従前の取り扱いをさせていただくということでございます。震災直後の改正ではありますけれども、現行制度の枠組みに対応す

るための改正ということをございまして、ご理解を賜りたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第4号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第12 承認5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（後藤清喜君） 日程第12、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました、承認第5号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成23年3月31日付で専決処分を行った南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

改正した主な内容といたしましては、このたびの大震災により、多くの町民の方々の第1期保険料の期限内納付が困難であることから、その納期を変更するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部説明をさせていただきます。

附則に次の1項を加えるということで、第3条第1項の規定が4月16日から同月30日までと

するという事になっておりますが、町長がただいま説明しましたように、4月中の納期というのは非常に困難でございますので、6月16日から6月30日までという特例を設けたということでございます。ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第5号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第13 承認6号 専決処分の承認を求めることについて

日程第14 承認7号 専決処分の承認を求めることについて

日程第15 承認8号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（後藤清喜君） 日程第13、承認第6号専決処分の承認を求めることについてから、日程第15、承認第8号専決処分の承認を求めることについてまで、以上3案は関連がありますので一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本3案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、承認第6号から第8号までの専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成23年4月1日付で専決処分を行った南三陸町と大崎市との間における介護認定業務の事務の委託に関する協議について、同じく4月22日付で専決処分を行った登米市及び

栗原市との間における介護認定事務の委託における協議について、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部説明をいたします。

内容といたしましては、本町における介護認定事務を、大崎市、栗原市及び登米市に委託するものであります。この事務につきましては、先般、宮城県から被災を受けていない市町村が被災した市町村の介護認定事務について代行をすることができる旨の事務連絡があり、これを受けて本町でさきの3市に依頼をしたところ、快く引き受けていただいたということでございます。

なお、大崎市につきましては、既に申請を受け付けている関係上、平成23年4月1日から、栗原市及び登米市につきましては、早急に新規の受付を開始する必要があった平成23年4月22日からとなりましたことをご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより承認第6号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第6号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第7号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第7号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第8号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第8号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第16 議案第36号 区域外における公の施設の設置に関する協議について

日程第17 議案第37号 区域外における公の施設の設置に関する協議について

○議長（後藤清喜君） 日程第16、議案第36号区域外における公の施設の設置に関する協議について、日程第17、議案第37号区域外における公の施設の設置に関する協議について、以上2案は関連がありますので一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、議案第36号及び議案第37号区域外における公の施設の設置に関する協議についてをご説明申し上げます。

本案は、戸倉小学校及び戸倉中学校の学校機能を一時的に登米市米山町に移転することとしたので、当該設置に係る登米市との協議について、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、今回の震災により学校施設が被災し、早期の復旧、使用再開が困難な見通しであることから、児童生徒の教育を受ける機会を速やかに確保するため、当町の区域外に学校を一時的に設置するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） それでは、細部についてご説明をさせていただきます。

ただいま町長が申し上げましたとおり、今回の震災で戸倉小学校と戸倉中学校の校舎が使用

できなくなったことによって登米市米山町の旧善王寺小学校をお借りし、当該2校の学校機能を一時的に移転するに当たりまして、地方自治法の規定により登米市との間で区域外における公の施設の設置に関する協議が必要になったことから、今回ご提案を申し上げるものでございます。

議案参考資料の3ページをお開きをいただきたいと思います。

協定書の案を示させていただきます。

第1には、施設の名称と設置する場所。第2には、南三陸町の住民が利用するという内容です。第3には、無償で貸与していただき、期間は別途協議するという内容です。第4には、施設の運営に要する費用は当町が負担するという内容となっております。

なお、登米市においては、本日付で本協定書を専決処分する予定となっておりますことをご報告申し上げます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今回の災害によって戸倉地区は本当に甚大な被害を受けました。10地区あるうち、もう1地区だけを残してすべて壊滅的というような状況の中で、こういった小中学校の登米市の支援協力によっての一時的な避難、本当にいいことだと思います。この中で、行政の考えている戸倉小中学校の移転の期間というのはどれぐらいをめどに見ているのか。半年というようなPTAの関係者、親たちから話は聞きますが、その辺をどのような想定をしているのか、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 期間につきましては、集団避難の期間とリンクさせる形で、おむね半年間ということで見込んでおります。以上です。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） PTAの親の会では、各地区ごとに移転をして連携をとりながら、今子供たちを学校に通わせるというような形で進んでいるみたいです。その中での児童の親たちの不安としては半年たって間違いなく帰れるのか。帰れなかったら、逆に1年ぐらいその学校にいたいというような話もあります。そういった想定の中で半年をめどと言いますが、そういった形の中で順調にいかなかった場合は、1年間善王寺にお世話になるというような方向は町としては考えていないのか、その点お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） おおむね半年後には仮設住宅が完成をして、集団避難している方々についてはすべて南三陸町に戻ってくるというふうな、そういった前提で考えておりますので、それと合せる形で一応半年間の見込みというふうなことでございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第36号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第38号 南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第18、議案第38号南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました、議案第38号南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、今回震災により学校施設が被災した戸倉小学校及び戸倉中学校について、学校機能を一時的に登米市に移転し、あわせて、同じく学校施設が被災した名足小学校について、学

校機能を一時的に伊里前小学校に移転するため、同条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） それでは、細部についてご説明をさせていただきます。

本条例改正につきましては、前議案でご決定いただきました、公の施設の区域外設置により戸倉小学校と戸倉中学校を登米市に移転することと、同様に名足小学校も被災して校舎が使用できない状況であることから、学校機能を伊里前小学校に一時移転するため、本条例の一部を改正したいものでございます。

議案参考資料の4ページをお開きをいただきたいと思えます。

新旧対照表でございますけれども、左側に改正案を掲載しております。

第2条の表中の学校の位置について、ただいま申し上げました3校の住所を変更するものでございます。戸倉小学校と戸倉中学校が登米市米山町字善王寺石神68番地に、名足小学校を伊里前小学校と同じ南三陸町歌津字伊里前113番地とするものでございます。以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回、被災に遭った学校が住所移転をしてそこで勉強するということなんですが、この名足小学校ですね、課長、修理といたしますか、見通しがどのようになっておるのか。そこで名足小学校の再開という見通しはどうなっているのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 今後の見通しということなんですけれども、いずれ名足小学校については建物の被災状況を調査した結果、躯体には異常がなくて修理が可能というふうな、そういった専門家の意見をいただいておりますけれども、今後の見通しにつきましては、当面23年度については今年度1年間伊里前と同じ学校という形になりますけれども、24年度以降をどうするかにつきましては今後の検討課題とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 修理可能ということですが、23年度中は伊里前に移転といたしますか、そ

ちらでやると。24年度以降は今後の課題と、課題ということはどういう課題なんですか。具体的な何かそういうふうな、あるんですか、課題ということは。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 学校の施設そのものについては改修は可能であるんですけども、今後、その課題というのは、いつから従来の名足小学校という形で学校が開設できるのか、その辺、時期等も含めた部分での課題というふうなことでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、修理可能という判断でやるということで、修理について、また再開するということを今後検討していくと、課題にしているというお話でよろしいですね。確認です。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） はい。そういうことございまして、あとは津波で被災した校舎でありますので、建物そのものは修繕可能ということですが、場所の問題もまた含めて、ただいまおっしゃいました時期と場所の問題、そういったものをひっくるめて今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今のような話を最初から語れば、私何度も手を挙げないのよ。だから、修理が可能だと、では修理するまでいつから再開するかということが課題となるというのは2回目の話だったからね。ではいつごろ、それを確認と言ったら、今度は場所的なことも課題としたいというような話なんだけれども、どっちなの。どういうことなの、被災された学校だから場所的なことも今後検討していくということも含まれているということ。修理してやるの、やらないの。そこの場所はだめなの、どうなの、今の段階で。はっきりその辺を言ってもらわないと、何かあやふやな発言なんですよね。その辺どうですか。町長いかがなんですか、課長にばかり答弁させないで。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、課長が答弁したとおりでございまして、今後修理が可能だということでございますので、修理の方向性なのか、あるいは今ありましたように、浸水域ということもございまして、その辺を教育委員会として検討していくということだというふうに認識をいたしております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第39号 監査委員の選任について

○議長（後藤清喜君） 日程第19、議案第39号監査委員の選任についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました、議案第39号監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町志津川字廻館15番地10にお住まいの首藤勝助氏を田村章氏の後任として選任することについて、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

同氏は、長年にわたり志津川町職員として、また南三陸町職員として勤務され、議会事務局長や歌津総合支所長などの要職を歴任され、人格も高潔で監査委員として適任と思われまのでご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第40号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第20、議案第40号平成23年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました、議案第40号平成23年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、東日本大震災による被災団体に対して特例交付が決定となりました特別交付税を増額補正するとともに、災害救助費において災害弔慰金等の支給に要する費用について所要額を補正計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、予算書の5ページ、6ページでございます。

5ページでございますが、地方債の補正でございまして、今回、災害援護資金貸付事業として、12億7,500万円、これは県から借りる資金でございます。この内容でございますが、今回、家屋が滅失した家庭に対しまして350万円を限度として貸し付けが可能でございます。これが300件見込んでございます。家屋の全壊、これが250万円の上限で50件、それから家屋の半壊、170万円の50件、世帯主の負傷、150万円の10件ということで12億7,500万円、これは県からお借りして、被災の方々から借り入れの申し込みがあった場合には貸し付けると、こういった内容のものでございます。

続きまして、9ページ、10ページでございます。

歳入でございますが、地方交付税として、今回、特別交付税で15億3,420万円、いわゆる特別交付税の特例交付として決定がございました。現計で2億2,000万円ございますので13億1,420万円を追加補正するものでございます。

それから14款の県負担金でございますが、災害救助費等負担金ということで34億8,575万5,000円。項目が二つございますが、災害救助費繰替支弁金ということで8億3,263万円、こ

これは避難所の経費、あるいは二次避難をしている方々へお支払する経費ということで8億3,263万円でございます。それから、災害弔慰金等負担金ということで26億5,312万5,000円。今回、災害弔慰金等として35万円を見込んでございます。それから、災害障害見舞金として3,750万円、合計で35億3,750万円を見込んでございますが、そのうち2分の1が国から、4分の1が県からということで、75%が国・県から交付金として当町に交付されます、その額が26億5,312万5,000円でございます。それから、地域活力創出基金繰入金ということで、専決で申し上げましたが、今回この事業で執行する事業がなくなりましたので、これを減額するものでございます。

それから、最下段の災害援護資金貸付事業ということで、地方債の補正で申し上げました県からの貸付金として12億7,500万円を計上してございます。

歳出でございますが、上段の光をそそぐ緊急経済対策費ということで、専決でも申し上げました図書館整理事業を含め、こういった事業が今回災害でできなくなりましたので、これを減額するものでございます。

中断の介護保険特別会計への繰り出しでございますが、これも専決でご認定をいただきました介護認定業務の委託費でございます、大崎市、登米市、栗原市に委託する経費でございます。

それから、11ページ、12ページでございます。

災害救助費、今回の補正の主な大部分のものでございますが、今回56億5,663万円、これを補正額として計上いたしてございます。主な内容でございますが、賃金で2,066万5,000円、避難所、給油、あるいは輸送等へのそういった臨時職員を雇用する予定でございます。

それから、事業費で4億830万円、消耗品から賄材料費までございますが、それぞれ避難所等の経費等を見込んでございます。現在のところ90日分を見込んでございます。

それから、13節の委託料3億5,929万円でございますが、災害救助委託料ということで3億4,779万円、この主なものは二次避難所への委託料、これが2億7,600万円ほどでございます。それから、水道工事組合等への応援給水の委託、あるいはまた身元不明者等の遺体葬等の委託、これを合わせまして3億5,900万円ほどを見込んでございます。

それから、災害ボランティア運営委託料ということで、現在ボランティアセンターを開設してございますが、町社協に委託をしてございます。ボランティアセンターの運営費でございます。

それから中段、災害救助賃借料ということで、仮設トイレのリース料、あるいは民泊等の避

難所の借上料でございます。

それから、その下段の災害救助使用料305万円でございますが、今回火葬いたします300ご遺体分を見込んでございます。南さんりく斎苑の火葬の斎苑使用料でございます。

それから負担金で2,250万円、応援給水等負担金ということで、他の自治体から応援給水等で応援をいただいておりますが、1日25万円の90日分を見込んでございます。

それから扶助費でございますが、災害弔慰金35億円でございます。この内容でございますが、生計維持者、いわゆる世帯主等が死亡した場合に500万円、これの400人分を見込み計上してございます。それから災害弔慰金、世帯主以外、生計維持者以外については250万円、600人分見込み計上してございます。合わせまして35億円でございます。

それから災害障害見舞金3,750万円でございますが、今回の災害により負傷いたしまして身体に著しい障害が出た場合に支払われる制度でございます。これにつきましても生計維持者は250万円、10人分見込み計上してございます。生計維持者以外については125万円、10名分でございます。

それから災害救助扶助費ということで2,000万円、これは学校の教科書、あるいは筆記用具、通学用品等を見込み計上してございます。

このうち、災害救助費にかかわる国県支出金が補正の財源内訳にございますように34億8,575万5,000円、地方債が県からお借りします12億7,500万円、一般財源が8億9,500万円でございますが、今回、前段で申し上げました特別交付税でほぼ全額これらにつきましても国から交付されてございます。

12ページの災害救助費の貸付金112億7,500万円でございますが、これは地方債補正で申し上げました。

それから、今回土木費と下水道で職員3名雇用してございます。OBでございますが、土木費で2名、それから公共下水道で1名ということで、下水道分については繰出金という形で下水道会計に繰り出す予定でございます。

それから、13ページ、14ページでございますが、中段の学校給食費770万円、先ほどご認定をいただきました戸倉中・戸倉小の登米市への委託に伴いまして、学校給食も登米市へ委託したいということで、その部分の主要経費でございます。

それから、下段の保育所施設災害復旧工事ということで、志津川保育所、伊里前保育所につきまして床上浸水等を行いました。その2保育所の災害復旧工事でございます。

それから、14ページの学校施設災害復旧ということで、今回、志津川小、入谷小、伊里前小、

志津川中、歌津中、5校が震災、あるいは津波等で被災を受けてございます。主に体育館の天井とか、あるいはまた校舎にクラックが入ったとか、そういった内容等について3,000万円計上して復旧工事を行いたいという内容でございます。以上で、補正予算の概要説明を終わらせていただきます。

- 議長（後藤清喜君） 細部説明が終わりましたので、ここで暫時休憩をいたします。再開は5時5分といたします。

午後4時51分 休憩

午後5時05分 開議

- 議長（後藤清喜君） 再開いたします。

6番山内孝樹君。

- 6番（山内孝樹君） 12ページ8款消防費、これは関連がございますのでここで1点お伺いをしたいと思います。

個別受信機なんですけど、防災無線に係る個別無線機の毎戸の受信機の機能が果たせないままですけれども、復旧といいますか、いつごろから受信機を活用できるのか、その点1点伺いたしたいと思います。

- 議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

- 危機管理課長（三浦清隆君） 個別受信機でございますけれども、町内おおむね5,400機ぐらい、恐らく毎戸に配布されている内容でございますけれども、そのうちおおむね6割から7割の方が被災しているということで、流出で使用不能になっているものと思われまして。通電されない状態ですと、電池で1日ぐらいでもう使えなくなるということでございますので、通電が開始された状況では受信は可能になると思っておりますけれども、現在放送等は直接は行っておりませんので、緊急時、役場の仮設庁舎に簡易の基地局がございますので、順次通電が可能となった段階で外の5局も合わせて、あくまで緊急時の放送に今後使いたいというふうには考えてございます。

同報無線の子局でございますけれども、全部で105カ所でございますけれども、そのうち43カ所パンザマストが被災しております。被災率が41%でございますので、子局については60%の利用という形になりますけれども、いずれ、毎時の定時放送等の使用は当分できないということでございますので、電気の復旧に応じまして緊急時での放送、これに活用したいというふうには考えております。ただ、今現在、それもままならない状況でございますので、

緊急地震速報等が出た場合には、消防の広報車並びに自衛隊の広報等で対処したいというふうに考えております。緊急時です。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 10番です。

11ページの災害救助費の中の7節賃金のところですが、臨時職員等の賃金があります。これは何人ぐらいで、内容はどういう臨時職員をする予定なのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、13ページの民生施設災害復旧のところの15節工事費、保育所施設災害復旧工事のところですが、これは志津川保育所でしょうか、それともどこの保育所なのか、その辺のところと、それから保育所を復旧工事した場合は再開できるのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、7節の賃金の関係でございますが、避難所の対応、それからまかないの調理、それから給油、それから配送、そういったことを想定いたしまして約50名、90日分を見込んでおります。

それから、工事請負費、保育所の関係でございますが、伊里前保育所と志津川保育所の復旧を見込んでおります。伊里前保育所に関しましては床上まで浸水をして周りのフェンスが破壊されております。そのフェンスの復旧費に300万円以上はかかるだろうというふうな見積もりでございます。それから、志津川保育所につきましても建物にひび割れ等が見られますので基礎等の補修をしたいと、そういうふうを考えております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 臨時職員の賃金の問題なんですが、この内容を見ますと、多岐にわたって50名ほどだということで今説明がありました。私ちょっと聞きたいことは、本町では高卒の人たちを雇うという、地元採用ということで大分人数もふえていたと思うんですが、そういう方たちの、高校を卒業した子供たちの町としての臨時職員の採用ができないものかどうか、そういうものを考えていないのかどうか、その辺をお聞きしたいなと思っております。どういうふうになっているのか、本当に希望を持って地元就職しようと思った子供たちがどういうふうになっているのか、その辺をわかればお聞きしたいなと思っております。

それから保育所の問題ですが、これはそうすると再開できるということで見通しはいつごろになるのか、その辺をもう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 当初予算で未就職者、就職が決まらない高校生、1年間くらいということで3名程度の予算措置はしていたと思っています。今回の大震災によりまして、現実、今のところ採用等はありません。なかなか役場庁舎機能を立ち上げるため、災害復旧に当たるためにそういった機能に追われておりまして、臨時職員の雇用については、今のところ高卒については行っておりませんが、今後それ以外についても国の方で雇用を図るようということでのそういった指導もされておりますので、できるだけ職がなくなった方も含めまして、そういった雇用対策には今後検討させていただきたいと思っています。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 保育所の再開の関係でございますが、被災している戸倉保育所については今のところ見込みは立っておりませんが、名足保育園、それから伊里前保育所、それから志津川保育所につきましてはできれば6月中に再開をしたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 臨時職員の問題ですが、本当に残念なことに役場職員も多くの方が犠牲になっておりますね。亡くなっておりますので、ほうぼうからいろんな方が支援してきているということは伺いました。しかし、やはり地元雇用ということで多くのそういう方たちを臨時職員として雇用しながら、育てていくと言えば失礼な言い方ですけども、やっていく必要があるのではないかと。私はそこにも力を入れていくべきだと思っておりますので、先ほどの答弁だとそういう国から方針もあると、雇用の問題もあるということなので、ぜひその辺に力を入れてほしいなと私思っております。

それから保育所の問題ですが、実はそろそろ皆さん、女性の方たち、それからお母さんたちなども仕事場に行くにしても保育所がないためになかなか働きに出られないという声も聞こえます。6月中に再開するということなので、ぜひこれを早めてほしいなと思っておりますので、従来のやり方にはなと思うのですが、ぜひそれをよろしく願いしたいなと思えます。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今の罹災証明が発行され、今度は申請ということなんですが、予算の中でその部分がちょっと見えなかったものですから、その罹災証明ですね、申請が発行されて、そのお金がいつぐらいに町民の手元に来るのか。あと、加算金の分が37カ月ですか、その期

間があるということなのですが、加算金に関しても今後どのような形で行政で進めていくのか。

あと、情報がとにかく錯綜していて、町外に避難された方で仙台あたりに住んでいる方が「この間のテレビの報道で、賃貸で借りたそのお金の分も県の方の補助が出るというような形の話聞いたんですが、こういった制度はあるのですか」というような話なので、被災され、町外に避難された方のそういった制度があるのかどうか、その辺。

あと、生活再建や会社経営に当たっては、制度についていろんな報道がテレビか何かでされているわけなのですが、その辺を行政の方に聞くと、その辺はまだこちらの方には情報として伝わっていないというような話を聞きます。その辺、そういった生活再建、経営再建に当たっての資金的な融資、その辺の制度があったらば早急にできれば伝えていただきたいと思えます。この3点に関してお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 1点目の被災者生活再建支援金の部分でございますが、現在町民税務課の方では罹災証明の方の発行をおおむね終わっておりまして、保健福祉課担当で今申請の受付中でございます。通常、基礎支援金といいますのは、国の基金を使ってやるんですが、おおむね申請から1カ月から2カ月と言われておりますが、今回は非常に大規模な災害ということで、国の基金が現在600億円というふうにと言われておりまして、当然それでは足りないということで、財源措置の部分も含め、国の方ではできるだけ早目にお受け取りをいただきたいという考えは持つておるようでございますけれども、おおむね1カ月半から2カ月ぐらいをめどにした方がいいのではないかというお話でございます。

それから加算金でございますが、これはおうちを建てる、あるいは修理をする、それからアパートなどを借りるという形態によってまちまちでございます。アパートを既に借りている方が基礎支援金と加算支援金を同時に申し込みをすれば基礎と加算分が一緒に来るということとでございます。先に基礎の100万円分だけをもらって後で残りの分をもらうということになりますと、そのおくれた分はかかると、3カ月とか6カ月とかという個人差があると思えます。支援金の時期についてはそういったところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 賃貸の仮設住宅という制度ができて、4月22日以前のものにつきましては遡及をして支払うということで、ただ、敷金・礼金は支払わないと。4月23日以降は敷金・礼金2カ月でございます。あとは1DK、2DK、その基準額が決まっております。

すのでその範囲で支払うということになります。事務的には町を通して県に照会をして、県で仮設住宅と認めてからその制度を適用するということになりますのでよろしくお願い致します。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほど災害援助資金、あるいは小口の資金というふうなお話をさせていただきましたが、それ以外の資金につきましてもこちらに制度上のパンフレット等は届いておりますので、ご相談いただいた際には窓口の方で対応できるということになっておりますので、そちらにお出でいただきたいと思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今回、広報が5月1日に出ることなので、そういった避難民、町民が困っている情報はそういった媒体を通して、ぜひわかりやすく説明していただきたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第41号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第21、議案第41号平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました、議案第41号平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金を、歳出において介護認定調査業務及び認定審査業務を委託するための費用について、それぞれ補正をいたしたものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部説明をさせていただきます。

22ページ、23ページをお開きください。

歳入でございますが、一般会計の繰入金として453万円というようなことでございます。

23ページの歳出に移らせていただきます。

1項の総務管理費1目一般管理費でございますが、役務費として5万円、18節の備品購入として10万円、通信用機器等を購入予定でございます。それから、3項の介護認定事業費につきましては、13節委託料438万円を計上しております。3市に約300件の審査を委託予定でございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第42号 平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第22、議案第42号平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました、議案第42号平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金を、歳出において下水道総務費をそれぞれ補正いたしましたものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） それでは、ご説明いたします。

31ページ、32ページをお開きください。

一般会計より246万円を繰り入れまして、歳出といたしまして嘱託職員1名分の報酬並びに社会保険料でございます。よろしくご願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 特別委員会の設置について

○議長（後藤清喜君） 日程第23、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。東日本大震災に関する対策については、議長を除く14人の委員で構成する東日本大震災対策特別委員会を設置し、これに付託して調査をすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。よって、東日本大震災に関する対策については、議長を除く14人の委員で構成する東日本大震災対策特別委員会を設置し、これに付託して調査をすることに決定しました。

暫時休憩をいたします。

午後 5 時 2 7 分 休憩

午後 5 時 4 2 分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでご報告を申し上げます。

ただいま開催されました東日本大震災対策特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果について議長へ報告がありました。委員長に西條栄福君、副委員長に鈴木春光君が選任されましたので報告いたします。よろしく願いいたします。

日程第 2 4 閉会中の継続調査申出について

○議長（後藤清喜君） 日程第24、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

東日本大震災対策特別委員会より、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、臨時会の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。これをもちまして、平成23年第3回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 5 時 4 4 分 閉会